



国民健康保険税の税率等 がかわります

■問合せ 住民課国保医療グループ（資格・給付）☎74 - 3002
税務財政課税務グループ（賦課・納税）☎74 - 3003

〔玉〕 国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者の皆さんが保険税を出し合って、お互いに助け合う制度です。

国民皆保険制度を支える医療保険であり、将来にわたり安定的に運営していく必要があります。

当町の国民健康保険は、平成23年度に保険税率などを改定してから据え置いてきました。

しかし、医療費の増などから、今後も大幅な赤字が見込まれ、その赤字相当分を埋めるための一般会計からの補填も増額することから、保険税率などについて改定することになりました。

加入者の皆さんにご負担をいただくこととなりますが、国民健康保険財政を取り巻く厳しい状況に、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、所得が一定の額以下の世帯には、保険税を軽減する制度があります。

■平成27年度からの新しい税率等

区 分 (対象者)		加 入 者 全 員				40歳～64歳の加入者	
		医療保険分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割	所得に対して	8.70%	8.70%	1.90%	2.00%	1.00%	1.10%
資産割	資産に対して	23.40%	23.40%	9.00%	9.00%	4.90%	4.90%
均等割	一人当たり	14,300円	16,000円	2,700円	4,000円	2,900円	4,500円
平等割	一世帯当たり	23,500円	25,000円	4,900円	6,000円	3,300円	4,500円
課税限度額		510,000円	510,000円	140,000円	160,000円	120,000円	140,000円

※ 平成27年度の納税通知書は7月上旬に発送する予定です。

■所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

世帯の総所得金額が、次の基準以下の世帯については、「均等割額」と「平等割額」が軽減されます（世帯主の所得は、国民健康保険に加入・未加入にかかわらず所得判定の対象になります）。この軽減を受けるには、前年分の所得を申告していることが必要です。

軽減対象となる所得の基準	軽減割合
世帯の所得が33万円	7割
世帯の所得が33万円 + (26万円 × 被保険者数)	5割
世帯の所得が33万円 + (47万円 × 被保険者数)	2割